

5月8日以後の公費負担について（診療報酬）

（1）入院費用

入院の医療費の一部が公費負担となる場合があります（高額療養費の対象となった場合に、最大2万円の自己負担額が公費負担となります）。

また、入院時に新型コロナ治療薬（※）の処方を受けた場合、治療薬に係る費用は全額が公費負担となります。

※「ゾコーバ」「ラゲブリオ」など、特例承認や緊急承認を受けた新型コロナ治療薬に限ります（一般的な解熱鎮痛薬などは公費負担の対象外です。）

（2）外来医療費

公的医療保険による給付を除いた自己負担額をすべて公費負担とする取扱いは終了し、基本的に公的医療保険と患者の自己負担となります。ただし、新型コロナ治療薬は上記（1）同様、公費負担の対象になります。

※入院・外来医療費の自己負担軽減については、9月末までの措置とし、その後については国において検討とされています。

（3）検査の費用

医療機関で受診・検査した際の検査費用を公費で負担する取扱いは終了します。

※上記の詳細は以下ホームページ参照

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/coronairyouhi-5rui.html#FAQ>

（お問合せ先）

感染症対策課 TEL：072-222-9933